

*北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

告 示

○家畜伝染病検査の命令（2件）.....（畜産振興課）	5
○土地改良法による道営換地計画の決定.....（農業施設管理課）	5
○森林法による通知に代える公示（2件）.....（治山課）	6
○道路の区域の変更及び供用の開始.....（道路課）	6
○急傾斜地崩壊危険区域の指定.....（砂防災害課）	6

告 示

北海道告示第3号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の所有者に対し、当該牛について、牛のヨーネ病の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成20年1月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 実施の目的

牛のヨーネ病の発生予防のため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日
市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）
浜 中 町 平成20年1月21日から3月31日まで

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で繁殖の用に供する肉用雌牛。ただし、生後24箇月未満のもの及び家畜伝染病予防法に基づく牛のヨーネ病のまん延防止のための措置を講じている農場に飼養されているものを除く。

4 実施の方法

- 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第4号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該馬の所有者に対し、当該馬について、馬伝染性貧血の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成20年1月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 実施の目的

馬伝染性貧血の発生予防のため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日
市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）
標 茶 町 平成20年1月11日から1月31日まで

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で飼育している馬。ただし、生後180日未満のもの及び種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬を除く。

4 実施の方法

- 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第5号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、次の地区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知支庁に備え置いて、平成20年1月9日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第4項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成20年1月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 栗山町旭大第2地区

2 由仁町三軒屋地区

北海道告示第6号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を士別市役所及び江差町役場の掲示場に掲示した。その要旨は平成19年北海道告示第789号のとおりである。

平成20年1月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 所在が不明な者

士別市朝日町登和里6062所在の森林について所有権を有する 加 藤 昇
士別市朝日町登和里5966、7165所在の森林について所有権を有する 矢 島 和 雄

(2) 掲 示 場 所 士別市役所

2(1) 所在が不明な者

檜山郡江差町字泊町409所在の森林について所有権を有する 小 田 徳太郎
檜山郡江差町字泊町412所在の森林について所有権を有する 菊 地 二三夫
檜山郡江差町字泊町413所在の森林について所有権を有する 泉 谷 リ セ
檜山郡江差町字東山228所在の森林について所有権を有する 辻 平太郎、
金 丸 忠 吉、小 薮 權太郎、伊 藤 市 蔵、加 藤 吉五郎、沢 見 石太郎

(2) 掲 示 場 所 江差町役場

北海道告示第7号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を東川町役場の掲示場に掲示した。その要旨は平成19年農林水産省告示第1639号のとおりである。

平成20年1月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

所在が不明な者

上川郡東川町1074の4、1074の24、1074の64、1074の65、1074の66、1074の67、1074の68、
1074の85、1074の88、1074の123、1074の125、1074の127所在の森林について所有権を有する
高 畑 義 三
上川郡東川町1074の12、1074の13、1074の14、1074の15、1074の16、1074の17所在の森林
について所有権を有する 世木澤 明

北海道告示第8号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道函館土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成20年1月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 道路の種類 道道

2 路 線 名 奥尻島線

3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
奥尻郡奥尻町字湯浜国有林檜山森林管理署 2415林班い小班から奥尻郡奥尻町字湯浜国 有林檜山森林管理署2415林班い小班まで	前	17.74mから 34.90mまで	214.52m	—
	後	17.74mから 205.30mまで	214.52m	—

北海道告示第9号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図面は、北海道建設部土木局砂防災害課及び北海道小樽土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成20年1月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

小樽天神3丁目4地区急傾斜地崩壊危険区域

北海道小樽市天神町19番16地先4等三角点天神町を基準点とし、次に掲げる地番の土地に存する点1号から点13号までを順次結んだ線及び点1号と点13号を結んだ線によって囲まれた区域。

市 字 地 番 位 置	点番号
小樽市 天神2丁目 419番1 基準点から162度43分25秒 935.664メートルの地点	1号
同 天神3丁目 241番2 点1号から113度57分17秒 54.663メートルの地点	2号
同 同 241番1 点2号から207度57分31秒 37.753メートルの地点	3号
同 同 241番1地先国有地 点3号から233度22分03秒 47.955メートルの地点	4号

小樽市	天神2丁目	419番2地先国有地	点4号から337度07分15秒 7.701メートルの地点	5号
同	同	419番1地先国有地	点5号から304度55分04秒 20.568メートルの地点	6号
同	同	410番地先河川敷	点6号から251度05分12秒 36.126メートルの地点	7号
同	同	236番4地先河川敷	点7号から189度15分41秒 26.333メートルの地点	8号
同	同	441番1	点8号から145度10分41秒 15.122メートルの地点	9号
同	同	236番4	点9号から222度34分28秒 35.505メートルの地点	10号
同	同	236番4	点10号から190度24分59秒 29.890メートルの地点	11号
同	同	233番1	点11号から305度59分42秒 71.899メートルの地点	12号
同	同	233番9	点12号から44度58分15秒 81.754メートルの地点	13号

